

遺言書の種類

	必要な者	形 式	特 徴	
自 筆 証 書 遺 言	遺言者のみ	① 遺言者自身が遺言全文、日付、氏名を自書、押印する。 添付する財産目録については自書でなくてもよい。 ただし、財産目録の各頁に署名押印することを要する。 ② 鉛筆書きは避けること。	メ リ ッ ト	○ 簡単、安価で1人でできる。 ○ 誰にも知られず作成できる。
			デ メ リ ッ ト	○ 書式不備、紛失、偽造、変造などのおそれがある。 ○ 検認手続が必要（法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号）に基づき遺言書保管所に保管されている遺言書については、検認不要）。
公 正 証 書 遺 言	遺言者 証人2人以上 公証人	① 遺言者が公証人に内容を口述する。 ② 公証人がそれを筆記し、読み聞かせる。 ③ 遺言者と証人が承認し、署名、押印する。 ④ 公証人が署名、押印する。	メ リ ッ ト	○ 公証人が保管するので、偽造・変造などのおそれが少ない。 ○ 内容が明確で証拠能力が高い。 ○ 検認手続は不要。
			デ メ リ ッ ト	○ 費用と手間がかかる。 ○ 遺言の存在と内容を秘密にできない。
秘 密 証 書 遺 言	遺言者 証人2人以上 公証人	① 遺言者が自分又は他人の書いた遺言書に署名、押印する。 ② 遺言者がその証書を封じて、証書と同じ印鑑で押印する。 ③ 公証人及び証人の前に封書を提出して、申述する。 ④ 公証人が封筒に日付、申述事項を記載する。 ⑤ 公証人、証人、遺言者が署名し押印する。	メ リ ッ ト	○ 遺言書自体はワープロや他人の書いたものでもよい。 ○ 遺言の存在を明確にし内容の秘密を保つことができる。
			デ メ リ ッ ト	○ 検認手続が必要 ○ 費用と手間がかかる。 ○ 遺言書自体は公証されておらず、この点から紛争の起る可能性がある。